

Koujimachi

令和
4年
3月
第196号

特集

第2回青年部会対談 青年部会 魅力アップ大作戦

令和4年度 税制改正大綱

写真コンテスト

【マンガでわかる】
法人会自主点検チェックシート



写真：二合半坂(富士見一丁目)

法人会キャラクター
けんたくん



特集

Interview

第2回

青年部会対談

入会したくなる
メリットとは?

魅力アップ

大作戦

岩田 直樹 氏

株式会社岩田製作所

細内 滋之 氏

株式会社ゴンドラ 代表取締役

麹町法人会 青年部会長

西 真 氏

株式会社アスタリスク 代表取締役

林 正道 氏

宝紙業株式会社

佐藤 多恵 氏

佐藤建工株式会社 専務取締役

麹町法人会 青年部会副会長

三神 裕継 氏

株式会社ミカミ 代表取締役

contents

特集

第2回青年部会対談
魅力アップ大作戦

2-3

表紙
写真
紹介

けんたくんで行く!
麹町エリアの坂

Vol.8「二合半坂」



7

■ 令和4年度 税制改正大綱	4-5
■ 企業紹介	6
■ ピックアップ企業紹介/メールアドレス登録のお願い	7
■ 使用済み切手回収事業終了	7
■ 2021年 写真コンテスト	8
■ 「キッズニア東京」に税務署ブースが登場	8
■ 【マンガでわかる】法人会自主点検チェックシート	9

■ 決済法人説明会動画配信	10
■ 税務研修会/管内大学の採用支援事業	11
■ 税務署だより	11
■ 都税だより・区税だより	12
■ 麹町消防署だより・麹町警察署だより	13
■ 事務局だより	14
■ 広告	14-16

どうすれば会員が増える？

会員が増えない現状を考える

三神 正直コロナの影響は大きいです。今までで会合が比較的多かったのが、無くなったことで「仲間を増やす」チャンスが減ったのは事実かなと。ただ、他地域の青年部会では増えているところもあるので、コロナだけが理由ではない。

まだ法人会の活動自体をよく知らない会員も多いと感じている。



西 他会の活動を知ったとき、いろいろな活動をしていて驚いた。

会員の資質向上に繋がるような企画を検討していて、自分たちにもできたらいいなと感じた。集まらない今だからこそ、オンラインでのセミナー企画を増やして「身近に相談できる相手がいる」と感じてもらえれば、一つの魅力になる。

岩田 入れば横の繋がりができるというアピールが弱いな。法人会が何をやっているのか、いまひとつ伝わってこない。

租税教育は重要？

子供たちや社員の教育



三神 芝法人会では租税教育がとても意欲的で会員企業の仕事場見学などもしている。麹町管内では租税教育を担当しているのが税理士会になる。税理士会と協力して企画できたらいいですね。

西 11月に参加した全国大会で印象的だったのは、戦隊モノの着ぐるみを着て学校で租税教育を行う。子供たちは喜ぶますよ。20年後、この子たちが大人になって法人会に加入してくれて、同じようにまた子供たちに租税教育をやってくれたら面白いかな。

岩田 租税教育に関しては経営者層がどのくらい重要視しているのかわかりにくい。「法人会=税を学ぶ」ばかりでなく、税以外のテーマも採り入れていいのかもしれない。

入会したいと思ってもらう！

会員になるメリットを明確に



林 次世代の人たちを増やすには「事業承継の税制」といった話だけでも興味を持つ人は多いと思う。子供たちに対してはスポーツやゲーム大会なども面白いアプローチかなと感じている。それ以外にも、中堅社員に対する税以外の「勉強会」があるといい。例えばパソコンの使い方など簡単な勉強会でも

自社だけでやるのは難しいが、何社か集まって法人会が主導してくれるとありがたい。社員の教育ができるとメリットになると思います。
佐藤 どういった企業に入会して欲しいのか、ターゲットを明確にしてもいいかと思えます。例えばスタートアップ企業に対し、会社を設立するタイミングで法人会を案内できれば、身近な相談相手やパートナー探しに役立つ等、メリットを打ち出しやすい。

三神 経営者としては会社業務の改善や社員の資質向上など課題や悩みは尽きない。会員増強とは言いつつも、入ってもらった企業へのフォローとして、経営に役立つ企画を考え続けることが重要。

細内 私の場合は代替わりで法人会に参加することになったので



すが、最初は青年部会などにも参加していませんでした。仕事柄、家の中に籠ってしまうことが多かったんで、外に出るきっかけにはなっています。その中で異業種の方々と知り合うことができたのは大きな転機になりました。私も、法人会へ参加してくれた企業へのフォローはもっと充実させた方が良く感じてる。入会したばかりの企業は1~2度参加はしてくれるが、その後が続かない。私自身声がけするなど心がけています。

三神 現状それをやってくれているのがベテランの方。それを私達がやっていかないといけない。コロナ禍で会合が開けない今、リモート活用を追い風に、自信を持って誘える活動にすることが課題。

いざ会員増強の後押しに！

魅力ある青年部会へ

佐藤 集まっているときにあまり仕事の話をしていない。むしろそういった話はしてはいけないのかなと感じた。私としてはもっと相手の話を聴きたい。どんな仕事をしているのか、同じ経営者層としてどういう考えなのか聞いてみたい。異業種の話でも、今後自分にどんな課題があるかわからないので、参考になるかと。そういった情報交換が新入会員の増加率を上げることにも繋がる。

西 今やっているリモート企画を、そういった議題で議論するのもいいですね。興味を持つ人はいると思う。

三神 自分のビジネスの課題を共有する機会なんて中々ないので、次に会ったときの話題にもなりそう。

佐藤 ホームページに会員企業の紹介が載っているので、それを逆引きなどでできれば、仕事を依頼することもできますね。そういった意味ではホームページに情報を載せられることだけでもメリットになるし、会員同士の繋がりになると思う。

林 会員企業のインタビュー・紹介をまとめた動画を作るなど、会員限定のYouTubeチャンネルなども活用できるし、数分の動画なら気軽に見てもらえる。

佐藤 名刺交換したあの人にはどんな仕事をしているのだろうと気になることはある。そういった紹介があると振り返ることができて、次に会ったときの話題にもなる。

三神 法人会ホームページも最近ではそういった事もできつつある。そこにプラスして企業のPR動画を載せられると、どんどん繋がりは増えていくと思う。

まずは青年部会をなんとかしていきたい。それが結果的に会員増強に繋がればいい。何度も言っているが誘うだけの魅力ある会じゃないといけない。



岩田 まず青年部会に入ってもらおう。そこで魅力を感じてもらえればその後、法人会に入会してもらおうなど今までとは違うアプローチの仕方でもいいかもしれません。

林 アプローチの仕方はたくさんあると思う。会社設立のタイミングで案内するなら起業家向けのビジネス誌に出稿するなど、新しい仕掛けを考えてみるとか。欲しい人に情報を届けたい。チラシを配ることで得られる認知度は限られている。

三神 今日出た「たくさんの意見」を、ここだけで終わらせないようにしましょう。



ありがとう ございました！



電子取引に関する電子帳簿保存法は 2年間の宥恕措置が実現!

「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりに

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年と新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ① 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ② 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③ 一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ① 帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
 - ② 帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
- 令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができますこととされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

《記事内容についてのお問合せは》

TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

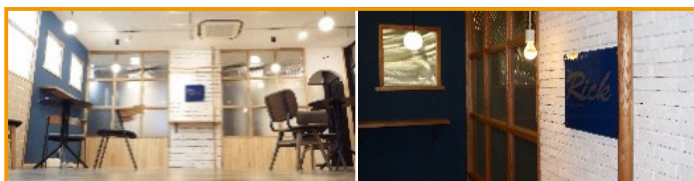
[TEL] 03-5363-5958 [FAX] 03-5363-5449 [HP] <http://www.iida-office.jp/>



これからも法人会では「法人税率の引き下げ実現」に向けて「税制改正に関する提言」の陳情活動を継続してまいります

会員企業紹介

人材派遣会社特集



日本リック株式会社

飯田橋・富士見地区会

時代にあわせて変化する「人」と「社会」を繋ぐ架け橋として、人材サービスと介護サービスを軸に、幅広いソリューションサービスを提供いたします。お客様企業のニーズに即した最適な環境を実現致します。



☎ 東京都千代田区飯田橋 4-8-13 タカラビル
 ☎ 03-5216-5311 ☎ <http://www.nipponrick.co.jp/>



HEJ 正社員
 働く場所 (日本)
 自動車関連企業 / 電気関連企業 / 機械関連企業 / IT 関連企業
 3年後の選択
 ● 派遣先の現地 (中国やベトナム等) 会社に転職
 ● 日本の派遣先に転職 ● HEJ 社員としてそのまま継続

株式会社ヒューエンジニアリングジャパン

麹町地区会

主な派遣先は関東一円の自動車及び自動車部品会社の設計・生産技術部門のエンジニアの派遣。自動車産業はワールドワイドでエンジニアの外国人を希望されている派遣先様も多く、当社は中国、ベトナム、タイ、インドから人材を派遣中。外国人のエンジニアのご要請の場合には是非当社にお申し付けください。



☎ 東京都千代田区麹町 3-5-2 ビュレックス麹町 6 階
 ☎ 03-6424-5146 ☎ <https://hej.jp/>



人手不足は人材派遣にお任せ下さい！

株式会社ギャラント

大手町丸の内地区会

厳選した精锐スタッフをすぐに派遣可能です。2時間1名から承りますので「必要な時に」「必要な時間だけ」ご都合に合わせて御活用いただき、貴社の業務をしっかりとサポートします。特に「清掃」「運搬・搬出」業務に自信アリ！です。お気軽にご用命ください♪



☎ 東京都千代田区大手町 1-7-2 東京サンケイビル 27F
 ☎ 03-3242-6332 ☎ <http://www.gallant-staff.com/index.html>



RY・コーポレーション

番町地区会

業種：人材派遣



☎ 東京都千代田区四番町 4-9 東越伯鷹ビル 4 階
 ☎ 03-6272-9041 ☎ <https://ryc.jp/>

株式会社アクロスソリューション

飯田橋・富士見地区会

業種：人材派遣



☎ 東京都千代田区飯田橋 4-7-1 ロックビレイビル 3F
 ☎ 03-6272-9031 ☎ <https://acros-solution.co.jp/>

株式会社デルタエンジニアリング

有楽町日比谷地区会

業種：人材派遣



☎ 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 6F
 ☎ 03-6212-0025 ☎ <https://www.delta-group.co.jp/delta-engineering/>

ENEOSキャリアサポート株式会社

大手町丸の内地区会

業種：人材派遣



☎ 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビルディング 6F
 ☎ 03-6803-5500 ☎ <https://www.cs.eneos.co.jp/>

※順不同

会員企業紹介 記事募集中



同じ麹町法人会の会員でも知らない企業はたくさんあります。そこで、企業紹介のページを作りました。「我が社のおすすめ！新製品」など企業のPRにお使いください。麹町法人会の輪を広げましょう！



お問合せ

麹町法人会 事務局

admin@koujimachi.or.jp



麹町法人会のご紹介や
お声がけをお願いします

新入会員を募集中！

法人会をご存じない方、ご加入をご検討いただける方にお声がけをお願いいたします。事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

麴町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介いたします。

ピックアップ企業



株式会社室橋組

飯田橋・富士見地区会

大正13年に創業し、千代田区内で建築請負業を営んでいます。地域密着型の企業としてお客様とのコミュニケーションを重視してきました。

「住む人」「使う人」を考えたいきめ細かい対応と品質へのこだわりが、大きな信頼を生み、民間はもとより官公庁からも多く発注を受けています。

〒 東京都千代田区飯田橋 1-6-3

☎ 03-3261-3638

メールアドレス登録のお願い

麴町法人会では各種ご案内をFAXにてご連絡させていただいておりますが、今後は迅速な情報提供のため、当会ホームページの活用ならびにメール配信を中心にお知らせしてまいります。

つきましては、下記連絡先にメールを送信していただき、メールアドレスの登録をお願い申し上げます。

情報発信方法を変更します



連絡先 麴町法人会事務局 高橋宛 ✉ admin@koujimachi.or.jp

お願い

ご登録いただく際は「**貴社名**」「**ご担当者名**」をご記載ください。

使用済み切手回収事業終了

公益社団法人ジョイセフが行っていた使用済み切手回収は2021年3月31日で終了いたしました。

それに伴い、公益事業委員会担当の事業「使用済み切手の仕分け」も終了いたしました。

ご協力いただきました企業様、誠にありがとうございました。

詳しくは公益財団法人ジョイセフのWEBをご覧ください。

<https://www.joicfp.or.jp/jpn/2020/10/06/46725/>



けんたくんで行く！～麴町エリアの坂～

vol.8

二合半坂

この坂から日光山が半分見えるのが由来です。なぜ「二合半」になるかというと、富士山と比べると日光山はその

半分の高さ(五合)に見え、その日光山がこの坂からは半分しか見えないので五合の半分で二合半になるという考えです。

山の高さに「合」を用いるようになったのは富士山が最初らしいワン！



2021年 写真コンテスト

広報委員会では、恒例の「写真コンテスト」を昨年秋に開催いたしました。

全応募作品22点の応募がありました。

審査の結果、金賞1点、銀賞1点、銅賞1点、広報委員長賞1点が決定いたしました。



HPに全応募作品を掲載中だワン！
ぜひご覧ください



ホームページURL

www.koujimachi.or.jp/photo-contest/

～受賞作品～

※敬称略

金賞



「2020パラリンピックデットヒート」
鈴木 雅博

銀賞



「万朶の桜」
中澤 輝久

銅賞



「桜と九段会館」
近藤 紀子

広報委員長賞



「ハケ岳」
青柳 晶子

皆さんご存じでしたか！？ 「キツザニア東京」に税務署ブースが登場

「税務署ブース」で税セミナーを開催

東法連(東京法人会連合会)では、昨年度も「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ、職業体験型テーマパーク「キツザニア東京」(江東区)に「TAX WEEK2021」と称し、「税務署」ブースを設置しました。

「税務署」ブースに参加した子供たちは、法人会のロゴ入りジャンパーを着て、税の社会での役割などの基礎知識を身につけた後、税の種類や納税方法、消費税の軽減税率、税の使い道についてセミナーを受講しました。

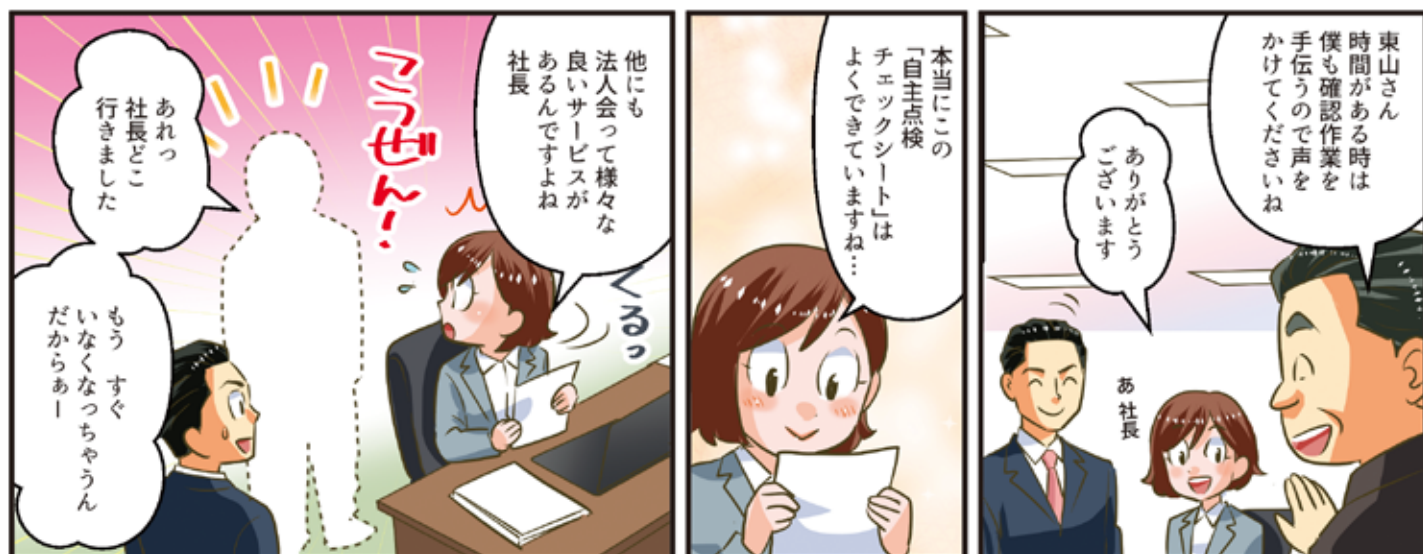
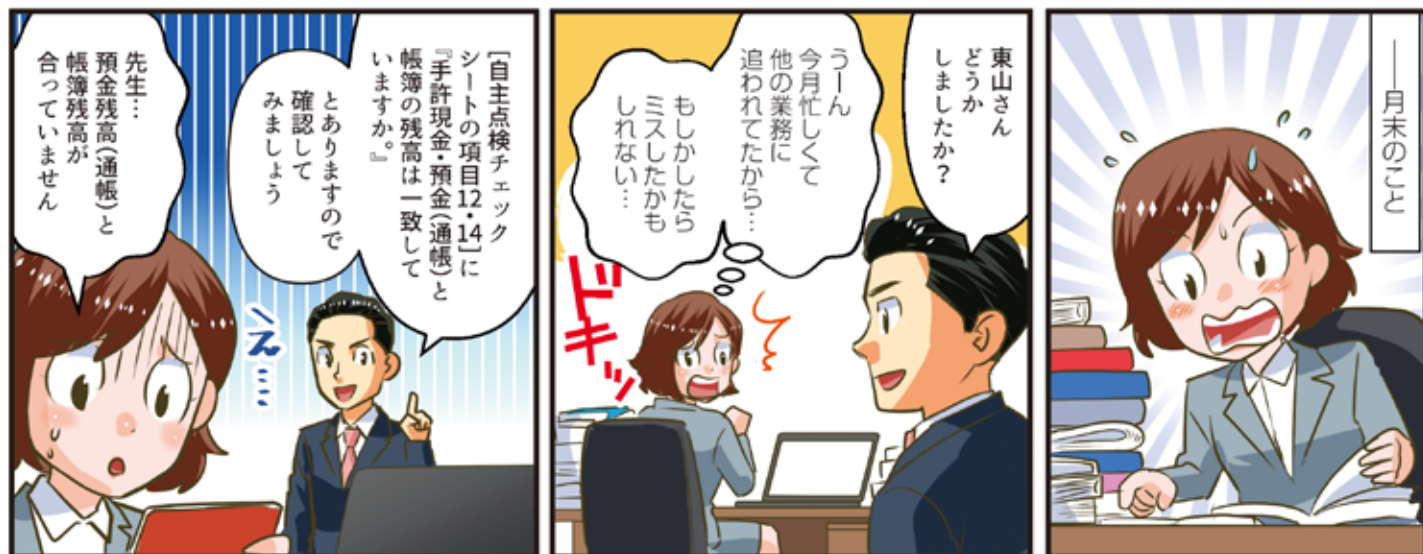


施設内の土産物店では「税務調査」を体験

その後、施設内の土産物店に行き、税務調査を行いました。

調査では、現実さながら税務職員の証明書を提示し、店から帳簿を提出してもらい、記載されている売り上げや消費税額に間違いがないかを確認。参加した子供たちには、法人会マークの入った電卓がプレゼントされました。税務調査の様子はNHK、テレビ朝日、TBS、フジテレビのニュース番組、読売、産経新聞など多くのマスコミで取り上げられています。







一般社団法人 東京法人会連合会



東京国税局協力 決算法人説明会 動画配信

前年度に引き続き、令和3年度税制改正等について、東京国税局協力のもと、法人税・源泉所得税・消費税・インボイス制度について動画でわかりやすく解説いたします！

※動画で使用している資料も掲載しております。



東法連HP

<https://www.tohoren.or.jp/>

視聴期間

令和4年6月末まで

掲載場所

東法連HP内「**会員専用ページ**」をクリック！

※ID・パスワードが不明な場合、法人会事務局まで問い合わせください。

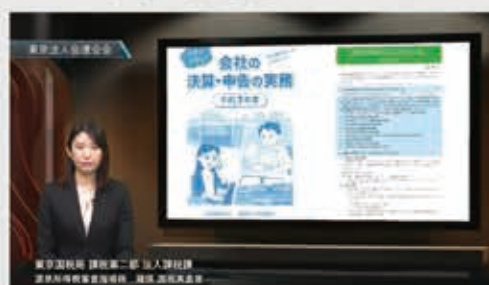
会社の決算・申告の実務について



視聴時間
約33分

東京国税局 課税第二部 法人課税課
審査指導第1係 岡松 国税実査官

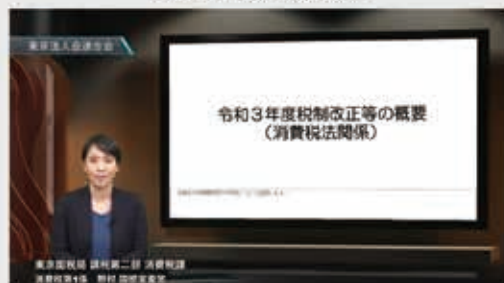
源泉所得税について



視聴時間
約19分

東京国税局 課税第二部 法人課税課
源泉所得税審査指導係 猪俣 国税実査官

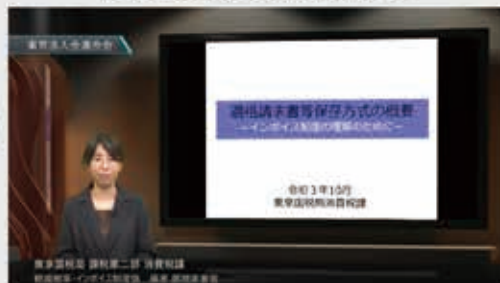
令和3年度税制改正等の概要 (消費税法関係)



視聴時間
約10分

東京国税局 課税第二部 消費税課
消費税第1係 野村 国税実査官

適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—



視聴時間
約40分

東京国税局 課税第二部 消費税課
軽減税率・インボイス制度係 藤原 国税実査官



03-3357-0771



info@tohoren.or.jp



急遽開催！「税務研修会」

税務研修会にご参加の皆様からのリクエストもあり、急遽「税務研修会」を開催しました。

感染対策も十分に行われ、先着順による人数制限を設けての開催となりました。

- 開催日：令和3年12月24日（金）
- 場 所：麴町税務署14階
- 第1部 演題：インボイス制度（適格請求書発行事業者の登録について）
- 第2部 演題：電子帳簿保存関係（電子取引関係）



来年度も開催！「管内大学の採用支援事業」

交流委員会では、麴町法人会の運営指針のひとつである、管内大学との協調した活動を推進していくということで、「採用支援事業」開催しております。

令和3年度は7社の法人様が参加し、数社が採用に繋がっています。

ご興味のある
企業様は
麴町法人会事務局まで
ご相談ください。



2023新卒採用企画

城西国際大学
JOSAI INTERNATIONAL UNIVERSITY

紀尾井町キャンパス
オンライン学内合同説明会

城西国際大学は、千葉南キャンパス（千葉キャンパス）、千葉国際キャンパス（宮崎キャンパス）、東京部キャンパス（紀尾井町キャンパス）にキャンパスを有し、各キャンパスの学科及び各大学附属機関、学生課等から、在学中の学生を募集いたします。
紀尾井町キャンパスは、経営学部、メディア学部及び大学院を有し、大学は経営学専攻研究科では、中小企業専攻と専攻内課程を有し、CUMBA。

学部	学科
経済学部	国際文化学科
経済学部	国際文化学科
経済学部	経済学専攻
メディア学部	メディア学部専攻
メディア学部	メディア学部専攻
経営学部	経営学部専攻
経営学部	経営学部専攻
経営学部	経営学部専攻
経営学部	経営学部専攻
経営学部	経営学部専攻
経営学部	経営学部専攻

税務署だより

information

事業者の方へ

消費税のインボイス制度 登録申請受付中

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください！！



- ✓ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも参加可能

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

説明会の詳細は
右のサイトから



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けています。



0120-205-553（無料）

【受付時間】
9:00～17:00
（土日祝除く）

詳細は国税庁HPの
特設サイトから



地方税共通納税システムのお知らせ ～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
- 事業所税
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳細はホームページをご覧ください

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス



エルタックス
イメージキャラクター
エルレンジャー

住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出のなかった方、昨年中に転入された方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧ください。令和4年3月15日(火)までに申告してください。

～便利・安心・簡単～

住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。

※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

千代田区納税案内センターからのご案内連絡

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。

納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話でお問い合わせをさせていただく場合があります。

振り込め詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください。

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取扱うこともありません。

お問い合わせ先

千代田区役所
電話:03-3264-2111(代表)

税務課課税係(住民税の申告)
内線2263~9・2277

税務課納税促進係(口座振替)
内線2272

税務課特別整理係(納付相談)
内線2281・2284

電気火災を防ごう！

電気製品の「小さなこげ跡」でもご注意ください！

電化製品は日々の暮らし、業務に欠かせませんが、管理方法や使い方を間違えると電気火災を引き起こしてしまいます。

東京消防庁管内では電気火災が毎年1000件以上発生しており、全火災件数に対する割合は近年大きく増加しています。また、その火災の多くが事務所などからの出火です。電気火災の主な原因に「トラッキング現象」や「たこ足配線による過電流」、「プラグの差し込み不良」などがあります。電気に起因する火災は、身の回りの電化製品すべてに可能性があります。

今一度、使用方法や注意事項を確認して安全に使用しましょう。

電気火災の事例



差し込みプラグ間で発生した
トラッキング現象による出火(再現)



接続ネジが緩んでいたのが
原因で出火



電気製品のこげ跡を見つけて心配な場合は

東京消防庁ホームページ(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>)や

東京消防庁公式アプリ内の「東京消防庁版電気製品火災相談ガイド」をご覧ください。お住まいの管轄消防署へご相談ください。

問合せ先

麴町消防署 防火管理係



03-3264-0119

「いつでも安全 いつまでも安心」をあなたのお手元に

入れてて
よかった

警視庁公式
防犯アプリ

デジポリス
Digi Police

身近でどんな犯罪がおきているかをすぐに把握！

- 犯罪発生情報やアポ電情報を地図表示
- 知りたい場所を「マイエリア」登録すると、通知で素早くお知らせ

犯罪被害を防ぐ情報が盛りだくさん！

- 「警視庁Web教室」で子供の防犯教育や交通安全はおまかせ
- 特殊詐欺被害防止対策の決定版！「詐欺まるわかり」
- 「サイバーセキュリティ」で最新情報発信中 など

他にも便利で役に立つ
コンテンツがさまざま

防犯ブザー・痴漢撃退機能

クイズチャレンジ

ダウンロードは
右QRコードから



App Store
からダウンロード



Google play
からダウンロード



実際の画面と異なる場合があります

問い合わせ先

麴町警察署 犯罪抑止



03-3234-0110
(内線2612)



移転・休廃業、その他 変更点が生じた場合は お早めにご連絡を！

WEBサイト内「会員名簿」について

麹町法人会WEBサイト上で、会員相互の交流を目的とした、会員専用ログインによる「会員名簿」の閲覧ができます。会社名とURLが掲載されています。

会員名簿にURL掲載希望の場合

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > WEBサイト「会員名簿」掲載情報
上記用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返信ください。

口座振替サービス利用にご協力ください

2020年度年会費納付より、口座振替サービスを導入しました。お忙しい時期に金融機関に向く手間がなくなり、振込手数料のご負担もありません。事務局での管理作業および経費が軽減されます。ぜひご利用にご協力をお願いします。

申込手続き

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」
上記用紙をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、金融機関届け出印を捺印のうえ、本会事務局へ郵送してください。

広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？
1回のみでの掲載も大歓迎！
1,800社近くの会員様へPRできます！

発行部数 約1,600部
発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)

◎原稿締切日 発刊月の前々月20日迄
(11月・1月・4月・7月)
◎応募先 admin@koujimachi.or.jp
◎会報担当 高橋宛

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ	中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ	中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です



izumi-kaikei

いずみ会計事務所では
公益法人(社団法人、財団法人)
NPO法人、任意団体の会計や
税務の御相談を受け付けています！

税理士・内部監査士 浦田泉

① いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)

① いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikei.com

[いずみ会計事務所の「ためになるブログ」Season2]

<http://www.izumi-kaikei.info/>

[公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]

<http://ameblo.jp/izumikaikei/>

[NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]

<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

[いずみ会計事務所 facebook]

<https://www.facebook.com/izumikaikei>

[公益法人専門の総合相談室 facebook]

<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

■いずみ会計事務所ウェブサイト

<http://izumi-kaikei.com/>

■公益法人会計.com

<http://koueki-kaikei.com/>



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期治療から専門治療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。
早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療をわかりやすく提供します。



TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩 4 分
■JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩 4 分、JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分と交通のアクセスも抜群です。

当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。



体を守る天与のメカニズム、 「免疫」を利用したがん治療。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。

もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

[診療例]多価樹状細胞ワクチン(使用ペプチド4種類まで)と活性NK細胞療法の併用療法
※2週間毎に1回投与。5回投与で1クールとなります。
※1回投与55万円(税込)。健康保険適用外の診療のため全額自己負担となります。
※患者さま自身の免疫細胞と免疫システムを利用するため、副作用はほとんどありません。



無料でご相談をお受けしています。(ご予約制)

保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は
日米欧亜の12ヵ国(都市)で特許を取得。

東京キヤンサークリニック

東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館ビル9階

TEL. 03(6380)8031 / FAX. 03(6380)8032

受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分

■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

特許技術の免疫療法で
がん治療の未来を切り拓く。

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続きで加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>